

議案第 1 1 6 号

所沢市と狭山市との学齢児童生徒に係る教育事務の委託に関する協議
について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 4 第 1 項の規定により、狭山市の学齢児童及び学齢生徒の教育事務に関し、別紙の規約のとおり受託することに関する協議について、議会の議決を求める。

令和元年 1 1 月 2 7 日提出

所沢市長 藤 本 正 人

提案理由

狭山市大字上赤坂の一部区域の学齢児童及び学齢生徒の教育に関する事務を受託することについて協議したいので、地方自治法第 2 5 2 条の 1 4 第 3 項において準用する同法第 2 5 2 条の 2 の 2 第 3 項の規定により、本案を提出するものである。

所沢市と狭山市との学齢児童生徒に係る教育事務の委託に関する規約（案）

（委託事務）

第1条 狭山市は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第40条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、学齢児童及び学齢生徒の一部に係る教育事務を所沢市に委託する。

2 委託の対象となる教育事務（以下「委託事務」という。）は、主要地方道川越所沢線、狭山市道C第856号線、狭山市道C第931号線、狭山市道C第932号線、狭山市道C第934号線及び狭山市道C第1114号線に囲まれた区域内並びに狭山市道C第856号線（狭山市道C第931号線との接点から狭山市道C第1114号線との接点までに限る。）及び狭山市道C第1114号線に接する住宅地に住所を有し、狭山市が備える住民基本台帳に記載されている学齢児童及び学齢生徒のうち、委託を希望するものに係る教育事務とする。ただし、学齢児童又は学齢生徒を受け入れる学校（以下「受入学校」という。）の設備等により、受入れが困難と所沢市が判断した学齢児童及び学齢生徒に係る教育事務は、この限りでない。

（受入学校）

第2条 受入学校は、学齢児童にあつては所沢市立富岡小学校とし、学齢生徒にあつては所沢市立富岡中学校とする。

（委託期間）

第3条 委託事務は、所沢市又は狭山市のいずれか一方からの申出のない限り継続するものとする。

（管理及び執行）

第4条 委託事務の管理及び執行については、所沢市の条例、規則その他の規程の定めるところによる。

（経費の負担）

第5条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、狹山市の負担とし、会計年度ごとに所沢市が指定する期日までに納入する。

2 前項の経費は、次に定める額の総額とする。

(1) 学齢児童に係る額

該当する会計年度（以下「委託年度」という。）の前年度の地方教育費調査（以下「前年度調査」という。）における所沢市の小学校の学校教育費調査票のA消費的支出、B－3設備・備品費及びB－4図書購入費のそれぞれの市町村支出金の合計額から、教育に係る収入調査票の小学校の合計額を差し引いた額を、前年度調査の対象となった会計年度の5月1日現在の児童数で除した額に、委託年度の5月1日現在における委託事務に係る学齢児童の人数を乗じて得た額

(2) 学齢生徒に係る額

委託年度の前年度調査における所沢市の中学校の学校教育費調査票のA消費的支出、B－3設備・備品費及びB－4図書購入費のそれぞれの市町村支出金の合計額から、教育に係る収入調査票の中学校の合計額を差し引いた額を、前年度調査の対象となった会計年度の5月1日現在の生徒数で除した額に、委託年度の5月1日現在における委託事務に係る学齢生徒の人数を乗じて得た額

(その他)

第6条 この規約に定めのない事項については、双方協議の上、定めるものとする。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。